

宅地造成等規制法許可申請の手引き

1. 提出先

宝塚市開発審査課

2. 許可申請書作成の注意事項

(1) 提出部数

- ・ 正本 1 部、 副本 1 部（許可通知書用）

(2) 「宅地造成に関する工事の許可申請書」

- ・ 記載漏れのないようにする。
- ・ 工事監理者、連絡者の住所、氏名、電話番号は必ず記入する。
- ・ 他の法令に基づく許可等があれば記載する。

(3) 設計者及び工事監理者の資格に関する申告書

※切盛面積 1,500 m²、擁壁の高さ 5.0m を超える場合に適用。

- ・ 資格を要する申請（令第 17 条参照）にあつては、卒業証明書、卒業証書の写し、経歴証明書、建築士、土木施工管理技士等の資格を証明する書類を添付する。
- ・ この場合、上記資格を持つ者を現場に配置し、併せて工事監理者の資格に関する申告書を提出する。

(4) 委任状（様式任意）

- ・ 代理者に委任する場合に必要。

(5) 土地所有者の同意書（様式任意）

- ・ 土地所有者と申請者の名義が違う場合に必要。

(6) 隣接地土地所有者等の同意書（様式任意）

- ・ 申請敷地外でも造成工事等を行う場合。
- ・ 隣接地側溝等に雨水等を排水する場合。
- ・ この場合、その土地所有者の同意書と土地の登記事項証明書の添付が必要。

(7) 土地の登記事項証明書

- ・ 申請日前 3 カ月以内のもの。（正本には原本証明のあるものを添付する。）
- ・ 申請者及び隣接者の現住所が登記事項証明書の住所と違う場合、異動のわかる住民票等を添付する。

(8) 土地所在図（法務局に備え付けの公図、字限図等も含む。）

- ・ 申請日前 3 カ月以内のもの。
- ・ 転写場所、転写日、転写人氏名を記入し、転写人の捺印をする。
- ・ 書き込みや合成を行うときは、行う以前の図も添付する。

(9) 設計図書（省令第 4 条第 1 項の表に掲げる図面等）

- ・ 位置図 ・ 地形図 ・ 宅地の平面図 ・ 宅地の断面図 ・ 排水施設の平面図
- ・ 崖の断面図 ・ 擁壁の断面図 ・ 擁壁の背面図
- ・ 構造計算書（許容支持力度は、建築基準法告示第 1 1 1 3 号、第 2 内表の（1）項を原則とする。地盤改良を行う場合は、建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針を基本とする。）
- ・ 土質試験その他の調査又は試験の必要なもの

- ・市長が必要と認める図書
（例 ボーリングによる標準貫入試験、土質調査、土量計算書、流量計算書等）
- ・設計者の氏名、捺印を必ず行う。

3. 中間検査の申出書

- ・検査日は月・水・金曜日を基本とする。日時は電話予約可。
- ・検査申請書は事前提出又は検査当日に提出をする。

4. 完了検査申請書作成の注意事項

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 提出部数 ----- | 1 部 |
| ・ 申請書は記載漏れのないようにする。 | |
| (2) 工事完了報告書 ----- | 1 部 |
| ・ 工事監理者及び工事施行者の記名、捺印を必ず行う。 | |
| ・ 記載漏れのないようにする。 | |
| (3) 位置図（許可書に準ずる。）----- | 2 部 |
| (4) 造成計画平面図（許可書に準ずる。）----- | 2 部 |
| (5) 排水計画平面図（許可書に準ずる。）----- | 2 部 |
| (6) 工事写真 ----- | 1 部 |
| (7) コンクリートの工事監理報告書 | |
| ・ 5 mを超えるRC擁壁がある場合に必要。 | |
| ・ 「コンクリート工事に関する指導要領－兵庫県」に準ずる。 | |
| (8) 各種試験結果 ----- | 1 部 |
| ・ 生コン配合試験及び強度試験の結果 | |
| ・ 鉄筋のミルシート | |
| ・ 平板載荷試験の結果 | |
| ・ 地盤改良材等の検収結果 | |
| ・ その他 | |

5. 計画変更等の措置

- (1) 変更許可
 - ・ 造成計画の変更及び構造の変更を行う場合は、当初許可の変更許可を行う。
- (2) 軽微な変更
 - ・ 造成主、設計者又は工事施行者の変更、工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更がある場合は、軽微な変更届を提出する。

6. その他の届出

- (1) 許可後、工事を中止・再開・廃止する場合。
 - ・ 工事途中の中止・廃止の場合は、防災措置を示す図書を添付する。
 - ・ 廃止の場合は、許可書の原本を添付する。